

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

— 平成 29 年 —
(概 要)

一般社団法人 全 国 農 業 会 議 所

—平成 31 年 3 月—

I. 調査の方法

1. 調査の目的

農業委員会組織は、農業就業構造ならびに農業経営の改善を目的として、農業労働力の確保調整、協定賃金の作成等の事業および活動を行っている。そこで、農村の臨時雇賃金、農作業料金ならびに農村周辺の他産業労賃などの実態を地域別に把握し、これら諸事業・活動に資することを目的として本調査を実施した。

2. 調査の方法

本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、都道府県農業会議の指導のもと、市町村農業委員会が行った。調査対象は、平成 29 年 12 月 31 日時点における全市町村農業委員会の区域（1,705 地区）とした。（ただし同一市町村で複数調査票を報告している区域あり。）

3. 調査の時期および期間

平成 29 年 12 月 31 日を調査時点とし、平成 29 年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年間を調査対象期間とした。

4. 調査項目

- （1）部分・全面農作業受託の農作業別・受託主体別の料金水準
- （2）オペレーター賃金の水準
- （3）農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- （4）農作業受託料金・農作業臨時雇賃金等の標準（協定）
- （5）調査市町村から最も多くの人が通勤している他産業（業種）における賃金および市町村内の農外諸賃金

5. 集計方法

集計は通勤地帯別に行い、通勤地帯は次の三つに区分した。

- A 大都市通勤地帯周辺……人口 30 万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあり、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- B 中小都市通勤地帯周辺……人口 5 万人以上 30 万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- C 農山漁村地帯……………「A」、「B」以外の市町村（地区）

6. 調査票記入上の約束事項

(1) 調査対象市町村（地区）の地帯区分

[通勤地帯区分] 大都市通勤地帯周辺、中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の各地帯区分は、上記5のA、B、Cに従って記入する。

[その他の地帯区分] 都道府県農業会議で独自に利用する。

(2) 農作業受託料金

- a. 市町村（地区）内における一般的な農作業受託料金の水準を、10aあたり（「乾燥・調製（粃すり含む）」は60kgあたり）について記入する。機械は受託者持ちとする。
- b. 受託料金は、消費税抜きの金額とする。
- c. 「育苗（種子代含む）」は、稚苗と中苗について1箱あたりの単価と10aあたりの箱数を記入する。
- d. 「耕起」は1回を原則とするが、2回耕起が一般的な地域では2回分の料金を記入する。
- e. 「機械田植」は田植機によるものとし、苗代金は含まない（委託者負担）。
- f. 「機械刈取」については、コンバイン作業とする。
- g. 「防除」については、10aあたり1回の労賃のみとする。農薬代は含まない。
- h. 「全面作業受託」については、耕起・代かきから脱穀・調製作業までをいう。また、種粃・除草剤・肥料・農薬代などを受託側が負担する場合（これらの「経費が込み」の場合）と委託側が負担する場合（これらの「経費が別」の場合）とに分けて記入する。したがって、料金は「経費が別」＜「経費が込み」という大小関係になる。
- i. 生産組織等の受託料金は、公表されている標準作業料金や、同じ地帯区分に該当する市町村の平均金額等に比べて、著しく低いものは除く。

(3) オペレーター賃金

- a. トラクター、田植機、コンバインのオペレーター賃金について記入する。オペレーター賃金額は、各地域での一般的な賃金形態として、1時間あたり又は1日あたり（8時間）の標準的な賃金を記入する。現金支払額のみとし、「賄い」等は含めない。

(4) 農業臨時雇賃金

- a. 調査対象市町村（地区）全体の一般的水準を記入する。記入に際しては、特殊な事例は除外して、最も普通に行われているものの賃金水準とする。
- b. 「農業臨時雇」とは、農作業に関する「臨時的雇用者」を指し、年雇（年間6か月以上継続雇用）、季節雇（年間1ヶ月以上6ヶ月未満継続雇用）に該当する者は調査対象外とする。

- c. 調査対象作業は、「農作業一般（専門作業、一般・軽作業）」、「水稻（機械作業補助）」、「果樹専門作業」、「果樹摘果」、「果樹収穫」、「果樹選果」とする。果樹については、市町村（地区）で最も一般的な樹種について記入する。また、（ ）内には樹種を必ず記入する。
- d. 現金支払額については、超過勤務手当などが支給されている場合にはそれも含めることとする。
- e. 「その他の費用」とは、現金支払額以外に要する諸費用であり、食事、小昼等の賄いの評価額および車等による送迎費、土産代等の合計額を記入する。
- f. 労働時間の取り方は、臨時雇が 1 日の作業を開始してから終了するまでとする。また、休憩時間や超過時間も含める。すなわち、1 日の拘束時間を指す。
- g. 労働時間は、各作業種目によって異なる場合もあるので作業毎に記入する。

（５）農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

- a. 市町村（地区）内において、農業委員会、農協等で標準（協定）を定めているかどうか等を記入する。
- b. 標準（協定）を定めている場合、農作業受託料金、農業臨時雇賃金の種類について、定めているもの全てに○印を記入する。
- c. 標準（協定）賃金・料金を定めている機関全てに○印を記入する。
- d. 標準（協定）賃金・料金が全体としてどの程度守られているのか一つを選んで○印を記入する。

（６）農外諸賃金

- a. 1 は調査対象市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における臨時雇（パート）賃金について、業種ごとに平均的な 1 日あたり（8 時間）の金額を記入する。
- b. 臨時日雇については、日当額に季節的な差異があれば、その年間平均額を記入し、年齢や熟練度による差異があれば、その平均額を記入する。
- c. 2 は、調査対象市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）の他産業に最も多くの人が通勤している業種を一つ選び、その恒常的賃金を 30 歳基準の 1 日あたり平均賃金（8 時間）について記入する。
- d. 恒常的雇用における月給の場合は、本給以外の超過勤務手当、家族手当、夏冬手当、その他の諸手当を含めた年間給与を 12×25 分の 1 にして、日当換算したものを記入する。
- e. 3 は、1 日あたりの正規雇用賃金を記入する。また、造林とは、新植、撫育作業を指す。
- f. 他産業労賃は、この調査票のみでは完全な把握は困難であるが、他産業従事者の源泉徴収票等を参考にし、それらの平均値を 1 日あたりに換算するなどして記入する。

Ⅱ. 集計に採用した地区数

ブ ロ ッ ク ・ 都 道 府 県	通 勤 地 帯 別			
	合 計	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
全 国	1,555	250	402	903
北 海 道	110	5	11	94
東 北	228	13	48	167
青 森 県	43	—	10	33
岩 手 県	33	—	10	23
宮 城 県	34	9	7	18
秋 田 県	32	1	4	27
山 形 県	35	—	11	24
福 島 県	51	3	6	42
関 東	267	69	100	98
茨 城 県	26	2	13	11
栃 木 県	30	2	18	10
群 馬 県	36	2	14	20
埼 玉 県	56	27	18	11
千 葉 県	53	14	17	22
東 京 都	25	14	6	5
神 奈 川 県	17	8	7	2
山 梨 県	24	—	7	17
東 海	150	41	50	59
岐 阜 県	41	3	14	24
静 岡 県	35	4	16	15
愛 知 県	52	30	14	8
三 重 県	22	4	6	12
北 信	171	16	50	105
新 潟 県	35	8	9	18
富 山 県	15	1	4	10
石 川 県	16	5	5	6
福 井 県	17	—	7	10
長 野 県	88	2	25	61
近 畿	174	61	50	63
滋 賀 県	14	2	6	6
京 都 府	31	13	6	12
大 阪 府	39	23	12	4
兵 庫 県	31	7	12	12
奈 良 県	37	15	8	14
和 歌 山 県	22	1	6	15
中 国	105	3	30	72
鳥 取 県	11	—	2	9
島 根 県	31	—	11	20
岡 山 県	26	2	4	20
広 島 県	19	1	4	14
山 口 県	18	—	9	9
四 国	76	7	21	48
徳 島 県	21	—	6	15
香 川 県	14	2	5	7
愛 媛 県	20	2	7	11
高 知 県	21	3	3	15
九 州	240	34	33	173
福 岡 県	56	24	12	20
佐 賀 県	20	1	1	18
長 崎 県	21	3	5	13
熊 本 県	45	4	5	36
大 分 県	30	1	3	26
宮 崎 県	26	—	5	21
鹿 児 島 県	42	1	2	39
沖 縄 (県)	34	1	9	24

平成29年 農作業料金・農業労賃に関する調査票

平成29年12月31日 市町村農業委員会
(一社)都道府県農業会議
(注) 必ず記入のこと (一社)全国農業会議所

市町村コード	調査地 (平成29年12月31日時点)	市町村	地 区	調査者
	都道府県			氏 名

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分 (いずれかに○印を) (注) 必ず記入のこと

1 大都市通勤地帯周辺	2 中小都市通勤地帯周辺	3 農山漁村地帯
-------------	--------------	----------

注: 区分方法は手引参照

2. その他の地帯区分

1	2	3	4
---	---	---	---

II. 貴市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準 (10 a 当たり) について

注: 受託料金は、消費税抜きの金額を記入してください。

1. 部分作業の受託料金 (10 a 当たり・税抜)

受託主 主体別	作 業 別		育 苗 (種子代含)			耕起から代かきまで			機械田植 (苗代別)	防 除 (薬剤費別で 1回当たり)	機 械 刈 取 (コンバイン)	刈取から乾 燥・調製まで	乾燥・調製 (60kg当たり)	
	稲 苗 (2.0~2.5葉)	中 苗 (3.5~5.5葉)	一 貫	耕 起	代かき									
個 人 農 家	千	円	箱	千	円	箱	千	円	千	円	千	円	千	円
生 産 組 織 等	千	円	箱	千	円	箱	千	円	千	円	千	円	千	円

(育苗は1箱当たりの単価を、箱数は10 a 当たりの箱数を記入する)

2. 全面作業の受託料金 (10 a 当たり・税抜)

受託主 主体別	作 業 別		耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料 ・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料 ・農薬代等別		
個 人 農 家	千	円	千	円
生 産 組 織 等	千	円	千	円

注: 「生産組織等」とは、個人農家から成る生産組織、農業法人、農協等を指す(極端に安い金額で作業受託をしている組織等は除く)

III. オペレータ賃金について

作 業 機 械	1時間当たり	1日当たり
ト ラ ク タ ー	千	円
田 植 機		
コ ン バ イ ン		

注: 「刈取から乾燥・調製まで」については以下の換算例を参考に算出してください。
＜例＞10 a 当たり収量が480kgの場合
「刈取から乾燥・調製まで」＝
「機械刈取」+ (「乾燥調製(60kg当たり)」× (480÷60)) + 運搬賃

IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1日当たり) について

一般的な農業臨時雇賃金額 (1日当たり) を記入して下さい。水稻、果樹、畑作物の調査対象作業以外に、都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、補足的に調査を行ってください (記入は空欄を利用のこと)。

農業臨時雇賃金		農 作 業 一 般		う ち 具 体 的 作 業													
				水 稻				果 樹 ()									
				専 門 作 業	一 般 軽 作 業	機械作業補助		専門作業 (剪定, 高接)	一 般 作 業								
男	現金支払額	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
	その他の費用																
	支払総額																
	労働時間	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
女	現金支払額	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
	その他の費用																
	支払総額																
	労働時間	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分

V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準 (協定) について

1. 当該料金等の標準 (協定) を定めていますか。
(いずれか1つに○)

2. どのような標準 (協定) 賃金・料金を定めていますか。
(定めているものすべてに○)

3. 標準 (協定) 賃金・料金を定めているのは、どこですか。
(該当するものすべてに○)

4. 標準 (協定) 賃金・料金は全体として守られていますか。
(いずれか1つに○)

1. い る

2. い な い

A. 部分農作業料金(作物名に○)
1. 米 2. 麦又は大豆 3. 果樹
4. その他 ()

B. 全面農作業料金(作物名に○)
1. 米 2. 麦又は大豆 3. 果樹
4. その他 ()

C. オペレータ賃金

D. 農業臨時雇賃金

E. 倒伏・湿田等悪条件下の作業

F. その他 ()

標準(協定)賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。

1. 非常によく守られている。
(実際は標準賃金の±5%未満)

2. 比較的良好に守られている。
(同5~20%未満)

3. あまり守られていない。
a. 実際賃金は協定賃金より20%以上高い
b. 実際賃金は協定賃金より20%以上低い

VI. 貴市町村または地区ならびに近郊 (通勤可能範囲) での農外諸賃金について

1. 臨時雇用 (パート) 賃金 (1日当たり) について記入してください。 (1日当たり)

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金		
男	千	円	千	円	千	円	千	円
女	千	円	千	円	千	円	千	円

2. 主要産業 (農外) の恒常的賃金 (30歳基準, 1日当たり) について記入してください。

	金 額	その業種						
男	千	円	1	2	3	4	5	6
女	千	円	1	2	3	4	5	6

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金 (1日当たりの正規雇用賃金) について記入してください。

職 種	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出			
1日当たり賃金(男)	千	円	千	円	千	円	千	円

(注) 計算方法
1日当たり恒常的賃金 = 年間給与 / 12 × 25

公的勤務

建設業

製造業

卸・小売業

サービス業

その他

該当するもの一つに○

Ⅲ. 平成29年農作業料金・農業労賃に関する調査結果の概要

1. 概観

(1) 部分農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻基幹3作業受託料金は、「耕起から代かきまで」が1万5,930円（前年比0.5%下落）、「機械田植」が8,077円（同0.4%下落）、「機械刈取」は1万8,376円（同0.3%下落）であった。

生産組織（生産組織、生産法人、農協等を含む）については、「耕起から代かきまで」が1万7,438円（同0.6%下落）、「機械田植」が8,708円（同0.2%上昇）、「機械刈取」は1万9,576円（同0.3%上昇）であった。

(2) 全面農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻全面農作業受託料金のうち、「種粃・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万121円（前年比0.7%上昇）、「種粃・除草剤・肥料・農薬代別」は6万7,234円（同0.7%下落）であった。

生産組織では、「種粃・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万2,936円（同0.3%下落）、「種粃・除草剤・肥料・農薬代別」は7万536円（同1.2%上昇）であった。

表1 農作業受託料金(受託主体別)

		単位: 10aあたり円、箱、%			
		個人農家		生産組織	
		金額	増減率	金額	増減率
部分農作業 受託料金	耕起から代かきまで	15,930	△0.5	17,438	△0.6
	機械田植(苗代金別)	8,077	△0.4	8,708	0.2
	機械刈取	18,376	△0.3	19,576	0.3
全面農作業 受託料金	種粃・除草剤・肥料・農薬代込み	90,121	0.7	92,936	△0.3
	種粃・除草剤・肥料・農薬代別	67,234	△0.7	70,536	1.2

(3) 農業臨時雇賃金（表2）

稲作、畑作、畜産等の全般にわたる農作業の臨時雇賃金を示す「農作業一般」のうち、熟練度ないし強度を求められる「専門作業」の1日あたり支払総額は「男」が9,148円（前年比0.3%上昇）、「女」が8,141円（同1.7%上昇）であった。

また、熟練度や強度を必要としない「一般・軽作業」は「男」が7,247円（同0.8%上昇）、「女」が6,907円（同2.2%上昇）であった。

表2 農業臨時雇賃金 -農作業一般-
(1日当たり支払総額)

単位：円、%

	男		女	
	金 額	増減率	金 額	増減率
専門作業	9,148	0.3	8,141	1.7
一般・軽作業	7,247	0.8	6,907	2.2

(4) 標準賃金の設定 (表3)

農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)は、回答した地区の63.5%で定められている。定めている機関(複数回答)は、「市町村・農業委員会」が610(62%)で全体の過半数を占め、関係機関の中で最も多い。次いで「農協」が356(36%)、「生産組織等」が140(14%)となっている。平成24年から28年においても、「市町村・農業委員会」が最も多い。

表3 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)

	定めている市町村			定めている機関(複数回答)				
	回答 市町村数	定めている 市町村数	割合 (%)	市町村・ 農業委員会	農 協	生産 組織等	改良普及 センター	その他
平成24年	2,166	1,386	64.0	856	517	205	23	149
平成25年	1,633	1,024	62.7	638	368	147	19	116
平成26年	1,605	1,010	62.9	624	361	138	23	122
平成27年	1,606	1,018	63.4	626	367	145	23	128
平成28年	1,560	993	63.7	609	356	135	21	121
平成29年	1,555	988	63.5	610	356	140	21	118

注：調査対象は、平成15年から平成24年は平成15年12月31日時点における全市町村区域(3,176地区)としていたが、平成25年からは、当該調査年の12月31日時点における全市町村農業委員会の区域としている。

2. 調査結果の概要(調査項目別)

(1) 農作業受託料金(稲作)

a. 部分農作業受託料金

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を「育苗」、「耕起」、「代かき」、「耕起・代かき」、「機械田植」、「防除」、「機械刈取（コンバイン）」、「稲刈から乾燥・調製」、「乾燥・調製」に区分し、各作業を受託主体別（個人農家および生産組織）に調査したものである。

① 全国平均(受託主体別)(表 4)

「育苗」

個人農家の「育苗」（種子代含）では、「稚苗」は一箱あたり 669 円（前年比 0.0%）、10a あたりの箱数は 21 箱（同 0.0%）、「中苗」が同 734 円（同 0.2% 上昇）で同 23 箱（同 1.0% 下落）となっている。生産組織の育苗は、「稚苗」が同 649 円（同 0.6% 上昇）で同 20 箱（同 0.1% 上昇）、「中苗」が同 746 円（同 0.1% 下落）で同 21 箱（同 0.3% 下落）である。

「耕起」と「代かき」

個人農家の「耕起」の農作業料金は、10a あたり 7,816 円（前年比 0.0%）、「代かき」は 7,880 円（同 0.4% 上昇）となっている。また、生産組織の「耕起」は 8,760 円（同 0.2% 上昇）、「代かき」は 8,548 円（同 0.3% 上昇）である。

「耕起から代かきまで」の一貫作業は、個人農家が 10a あたり 1 万 5,930 円（同 0.5% 下落）、生産組織が同 1 万 7,438 円（同 0.6% 下落）である。

「機械田植」

個人農家の「機械田植」（苗代別）の料金は、10a あたり 8,077 円（前年比 0.4% 下落）、生産組織では同 8,708 円（同 0.2% 上昇）である。

「防除」

個人農家の「防除」（10a あたり 1 回の労賃とし、農薬代は含まない。）の料金は、10a あたり 1,939 円（前年比 1.6% 下落）、生産組織は同 2,205 円（同 0.0%）である。

「機械刈取」

個人農家の「機械刈取（コンバイン）」の料金は、10a あたり 1 万 8,376 円（前年比 0.3% 下落）、生産組織は同 1 万 9,576 円（同 0.3% 上昇）である。

「稲刈から乾燥・調製まで」

個人農家の「稲刈から乾燥・調製まで」の一貫収穫作業料金は、10a あたり 3 万 3,914 円（前年比 0.0%）、生産組織は同 3 万 5,586 円（同 0.2%上昇）となっている。

「乾燥・調製」

個人農家の「乾燥・調製」の作業料金は、60kg あたり 1,788 円（前年比 0.4% 上昇）、生産組織は同 1,865 円（同 1.4%上昇）である。

表4 部分農作業受託料金(受託主体別)

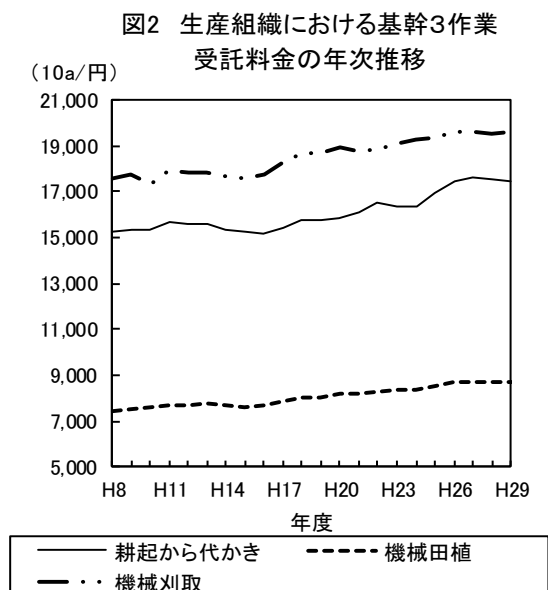
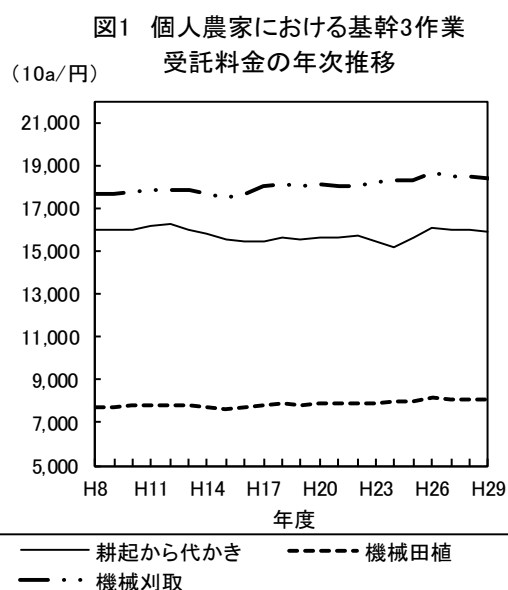
			単位: 10aあたり円、箱、%			
			個 人 農 家		生 産 組 織	
			金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
育 苗	稚苗	1 箱 あ た り 円	669	0.0	649	0.6
		10a あ た り 箱 数	21	△ 0.0	20	0.1
	中苗	1 箱 あ た り 円	734	0.2	746	△ 0.1
		10a あ た り 箱 数	23	△ 1.0	21	△ 0.3
耕 起			7,816	△ 0.0	8,760	0.2
代 か き			7,880	0.4	8,548	0.3
耕 起 か ら 代 か き ま で			15,930	△ 0.5	17,438	△ 0.6
機 械 田 植			8,077	△ 0.4	8,708	0.2
防 除			1,939	△ 1.6	2,205	0.0
機 械 刈 取			18,376	△ 0.3	19,576	0.3
稲 刈 か ら 乾 燥 ・ 調 製 ま で			33,914	0.0	35,586	0.2
乾 燥 ・ 調 製			1,788	0.4	1,865	1.4

② 年次推移(図 1、図 2)

基幹 3 作業の受託料金の年次推移のうち「耕起から代かき」の個人農家の受託料金は、平成 12 年の 1 万 6,219 円を最高に近年は横ばいから下落傾向にあったが、平成 24 年を底に上昇に転じ、平成 29 年は横ばいとなっている。

個人農家の「機械田植」、「機械刈取」は、緩やかな上昇傾向で推移しており、平成 26 年を最高に近年は横ばいとなっている。

生産組織の基幹 3 作業はいずれも上昇傾向で推移しており、平成 27 年を最高に横ばいとなっている。



③ 通勤地帯別(個人農家)(表 5)

通勤地帯別の個人農家における1箱あたりの育苗のうち「稚苗」料金は、大都市通勤地帯周辺が667円(前年比0.3%上昇)、中小都市通勤地帯周辺が693円(同0.1%上昇)、農山漁村地帯が657円(同0.0%)である。

「稲刈から乾燥・調製まで」の一貫収穫作業料金は、10aあたり大都市通勤地帯周辺が3万7,480円(前年比0.5%上昇)、中小都市通勤地帯周辺が3万5,879円(同0.4%下落)、農山漁村地帯は3万2,201円(同0.5%上昇)である。

表5 個人農家の農作業受託料金(通勤地帯別)

単位: 10a当たり円、箱、%

			全 国 平 均		大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農 山 漁 村 地 帯	
			金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
育 苗	稚	1箱あたり円	669	0.0	667	0.3	693	0.1	657	△ 0.0
	10aあたり箱数		21	△ 0.0	20	△ 0.5	21	△ 0.3	21	0.2
	中	1箱あたり円	734	0.2	761	△ 0.1	762	0.6	714	△ 0.0
	10aあたり箱数		23	△ 1.0	21	△ 2.3	22	0.5	24	△ 1.3
耕 起			7,816	△ 0.0	9,840	0.0	8,392	1.4	7,137	△ 0.4
代 か き			7,880	0.4	9,229	2.2	8,238	0.3	7,430	0.3
耕起から代かきまで			15,930	△ 0.5	19,310	△ 0.3	16,830	0.2	14,811	△ 0.6
機 械 田 植			8,077	△ 0.4	9,569	2.5	8,599	△ 0.9	7,529	△ 0.7
防 除			1,939	△ 1.6	2,114	△ 3.5	2,056	△ 0.9	1,845	△ 1.5
機 械 刈 取			18,376	△ 0.3	21,304	0.0	19,634	0.0	17,220	△ 0.3
稲刈から乾燥・調製			33,914	0.0	37,480	0.5	35,879	△ 0.4	32,201	0.5
乾 燥 ・ 調 製			1,788	0.4	1,897	0.7	1,891	0.4	1,714	0.5

④ 地域ブロック別(表 6、図 3)

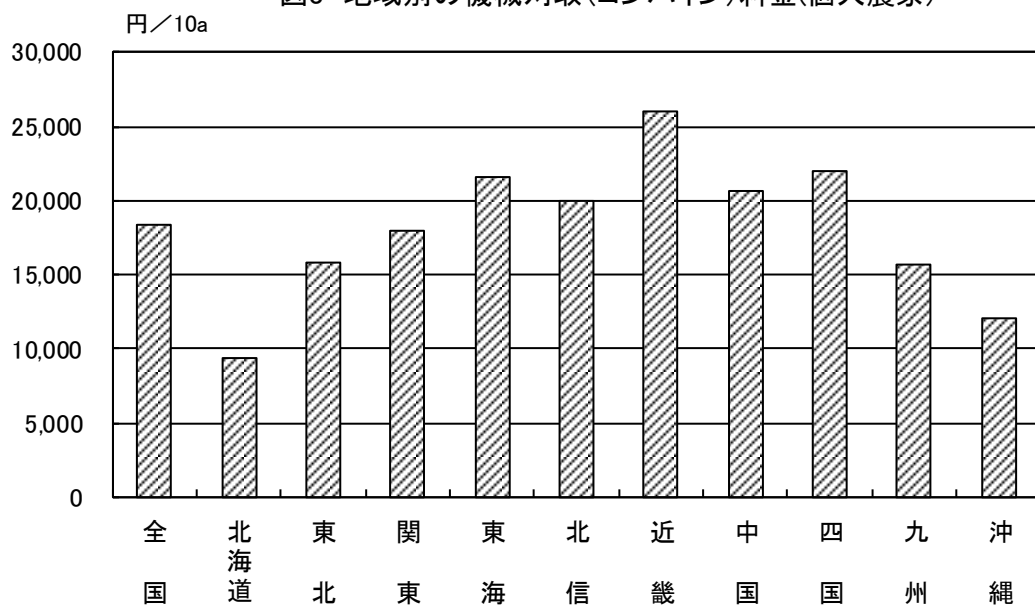
地域ブロック別による農作業受託料金では、個人農家の「育苗(稚苗)」が最も高いのは「中国」である。「耕起」、「代かき」、「機械田植」、「機械刈取」、「乾燥・調製」は、「近畿」が最も高くなっている。

表6 個人農家の農作業受託料金(地域ブロック別)

単位:円							
	育苗:稚苗	耕 起	代 か き	機 械 田 植	防 除	機 械 刈 取	乾 燥・調 製
全 国	669	7,816	7,880	8,077	1,939	18,376	1,788
北 海 道	448	3,811	4,017	5,116	1,330	9,332	1,286
東 北	654	5,622	6,087	6,079	1,249	15,842	1,584
関 東	728	7,017	7,942	8,141	2,036	18,009	1,925
東 海	676	9,805	9,620	10,463	2,634	21,584	1,836
北 信	712	7,319	8,532	8,512	1,429	20,029	1,843
近 畿	675	14,172	11,280	12,075	2,752	26,002	2,293
中 国	744	9,170	8,724	8,675	2,481	20,592	1,956
四 国	585	10,780	9,563	9,854	3,320	22,009	2,022
九 州	589	7,153	7,020	7,015	2,195	15,698	1,559
沖 縄	600	8,033	10,033	10,500	1,050	12,000	900

注:「育苗」は1箱あたり、「乾燥調製」は60kgあたり、その他は10aあたりである。

図3 地域別の機械刈取(コンバイン)料金(個人農家)



b. 全面農作業受託料金(表 7、図 4)

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み（以下、「込み」）」のものと、前記の生産資材を委託者が負担する「生産資材費別（以下「別」）」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査をした。

① 全国平均(受託主体別)

個人農家の全面農作業受託料金は、個人農家の「込み」が 10a あたり 9 万 121 円（前年比 0.7%上昇）、「別」が 6 万 7,234 円（同 0.7%下落）で、前者を「100」とすると後者は「75」である。

生産組織の「込み」は 9 万 2,936 円（同 0.3%下落）、「別」は 7 万 536 円（同 1.2%上昇）で、前者を「100」とすると後者は「76」である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別の個人農家における「込み」は、大都市通勤地帯周辺が 9 万 3,932 円（前年比 3.7%上昇）、「別」が 7 万 7,564 円（同 2.0%上昇）で、前者を「100」とすると後者は「83」となる。

生産組織の「別」は、大都市通勤地帯周辺が 8 万 2,330 円（前年比 1.3%上昇）、中小都市通勤地帯周辺が 7 万 4,678 円（同 3.0%上昇）、農山漁村地帯が 6 万 4,017 円（同 1.2%上昇）で、大都市を「100」とすると、中小都市が「91」、農山漁村は「78」である。

③ 地域ブロック別(個人農家)

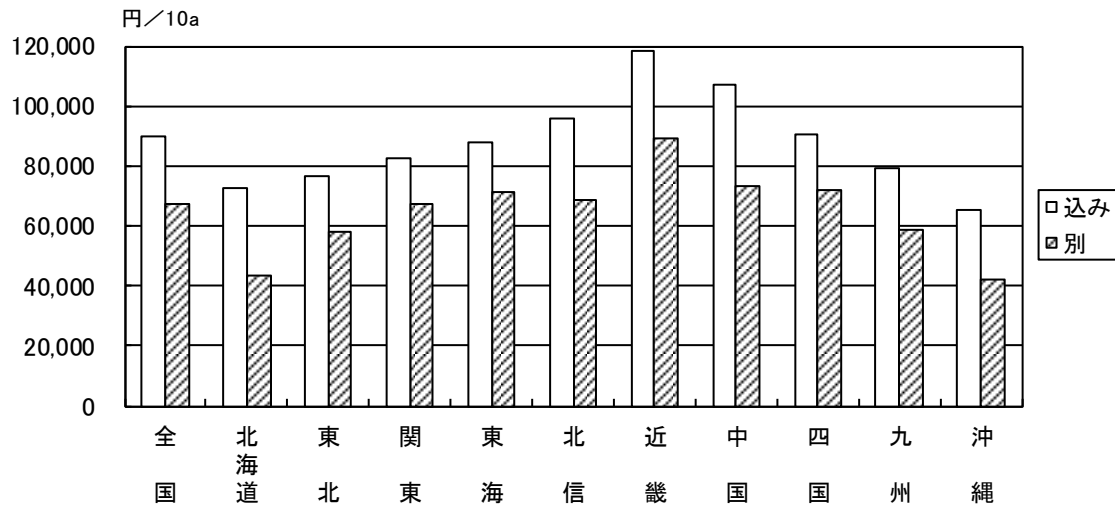
個人農家の「込み」で最も高いのは「近畿」であり、次いで「中国」、「北信」の順となる。

表7 全面農作業受託料金

単位：10aあたり円、%

		全国平均		通勤地帯別					
				大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
		金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
種籾・除草 剤・肥料・農 薬代込み	個 人 農 家	90,121	0.7	93,932	3.7	95,293	0.4	86,546	0.4
	生産組織等	92,936	△ 0.3	106,638	2.6	94,463	2.6	86,897	△ 3.0
種籾・除草 剤・肥料・農 薬代別	個 人 農 家	67,234	△ 0.7	77,564	2.0	71,187	△ 1.8	62,627	△ 0.2
	生産組織等	70,536	1.2	82,330	1.3	74,678	3.0	64,017	1.2

図4 地域別の全面農作業受託料金(個人農家)



(2)オペレーター賃金(表 8)

オペレーターの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレーターの純然たる労働賃金のみを1時間および1日(8時間)あたりで調査し、さらに通勤地帯別に把握した。

① 全国平均

1時間あたりのオペレーター賃金は、「トラクター」が1,405円(前年比0.3%上昇)、「田植機」が1,392円(同0.2%上昇)、「コンバイン」が1,522円(同0.0%)である。

1日あたりの賃金では、「トラクター」が1万1,041円(同0.0%)、「田植機」が1万930円(同0.2%上昇)、「コンバイン」が1万2,002円(同0.4%下落)である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別の「コンバイン」の1日あたりのオペレーター賃金は、大都市通勤地帯周辺が1万4,944円(前年比3.4%上昇)、中小都市通勤地帯周辺が1万2,162円(同2.1%下落)、農山漁村地帯は1万1,401円(同0.6%下落)である。

表8 オペレーター賃金(通勤地帯別)

単位: 円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯 周辺
トラクター	1時間あたり 料金	平成29年	1,405	1,628	1,447	1,347
		平成28年	1,401	1,606	1,467	1,337
		増減率	0.3	1.4	△ 1.4	0.8
	1日あたり 料金	平成29年	11,041	12,752	11,138	10,671
		平成28年	11,042	12,427	11,372	10,649
		増減率	△ 0.0	2.6	△ 2.1	0.2
田植機	1時間あたり 料金	平成29年	1,392	1,578	1,452	1,332
		平成28年	1,388	1,523	1,484	1,325
		増減率	0.2	3.6	△ 2.2	0.5
	1日あたり 料金	平成29年	10,930	12,472	11,097	10,562
		平成28年	10,911	12,049	11,337	10,522
		増減率	0.2	3.5	△ 2.1	0.4
コンバイン	1時間あたり 料金	平成29年	1,522	1,924	1,543	1,439
		平成28年	1,522	1,815	1,573	1,448
		増減率	△ 0.0	6.0	△ 1.9	△ 0.6
	1日あたり 料金	平成29年	12,002	14,944	12,162	11,401
		平成28年	12,054	14,458	12,421	11,467
		増減率	△ 0.4	3.4	△ 2.1	△ 0.6

(3)一般的な農業臨時雇賃金等

a. 農業臨時雇賃金の水準

農業臨時雇賃金は、農作業について臨時的に雇われる者（6ヶ月以上の年雇、1ヶ月以上6ヶ月未満の季節雇を除く）に支払われる賃金であり、1日当たりの「現金支払額」および賄いなど現金以外で支払われる「その他の費用」とその合計の「支払総額」を調査した。

① 1日あたりの支払総額(表9、図5、図6)

ア. 全国平均

農業臨時雇の全国平均は、農作業一般「専門作業」の「男」が1日あたり9,148円（前年比0.3%上昇）、「女」が8,141円（同1.7%上昇）であり、「一般・軽作業」の「男」は7,247円（同0.8%上昇）、「女」が6,907円（同2.2%上昇）である。また、水稻の「機械作業補助」は、「男」が7,796円（同0.5%上昇）、「女」は7,251円（同1.9%上昇）となり、果樹の「専門作業」は、「男」が1万531円（同0.1%上昇）、「女」が1万298円（同1.6%上昇）である。

イ. 男女別

男女別の農作業一般「専門作業」では、「男」の「100」に対して、「女」は「89」、「一般・軽作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「95」となった。果樹の「専門作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「98」である。

ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別の農作業一般「専門作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1万33円（前年比2.3%下落）、中小都市通勤地帯周辺が9,355円（同0.7%上昇）、農山漁村地帯が8,892円（同0.7%上昇）で、大都市を「100」とすると中小都市は「93」、農山漁村は「89」である。農作業一般「専門作業」の「女」では、大都市を「100」とすると、順に「97」と「92」である。また、果樹の「専門作業」の「男」では、大都市通勤地帯周辺が9,960円（同0.5%下落）、中小都市通勤地帯周辺が1万972円（同1.0%上昇）、農山漁村地帯が1万381円（同0.3%下落）で、大都市を「100」とすると中小都市は「110」、農山漁村は「104」である。

エ. 地域ブロック別

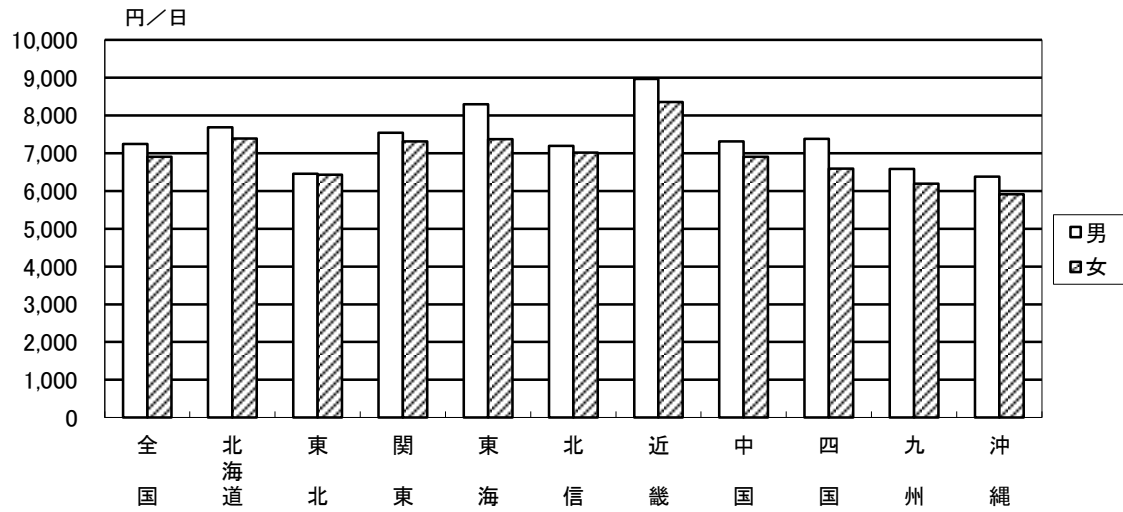
農作業一般「一般・軽作業」の「男」を地域ブロック別にみると、「近畿」が最も高く、次いで「東海」の順となっている。

表9 農業臨時雇賃金(1日当たり支払総額)

単位:円、%

					全 国 平 均	大都市通勤地帯 周 辺	中小都市通勤地帯 周 辺	農 山 漁 村 地 帯
1 日 あ た り 支 払 総 額	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	平 成 29 年	9,148	10,033	9,355	8,892
				平 成 28 年	9,116	10,272	9,292	8,832
				増 減 率	0.3	△ 2.3	0.7	0.7
		一 般・ 軽作 業	平 成 29 年 平 成 28 年 増 減 率	平 成 29 年	7,247	7,701	7,284	7,159
				平 成 28 年	7,193	7,630	7,248	7,097
				増 減 率	0.8	0.9	0.5	0.9
		水 稻	機 械作 業 補 助	平 成 29 年	7,796	8,887	7,731	7,627
				平 成 28 年	7,758	9,176	7,624	7,536
				増 減 率	0.5	△ 3.1	1.4	1.2
		果 樹	専 門作 業	平 成 29 年	10,531	9,960	10,972	10,381
				平 成 28 年	10,522	10,010	10,868	10,415
				増 減 率	0.1	△ 0.5	1.0	△ 0.3
	摘 果		平 成 29 年	6,930	7,304	6,899	6,873	
			平 成 28 年	6,828	7,197	6,789	6,781	
			増 減 率	1.5	1.5	1.6	1.4	
	収 穫		平 成 29 年	6,943	7,332	6,871	6,901	
			平 成 28 年	6,898	7,256	6,798	6,881	
			増 減 率	0.7	1.1	1.1	0.3	
	選 果	平 成 29 年	6,759	7,180	6,531	6,797		
		平 成 28 年	6,655	7,041	6,506	6,662		
		増 減 率	1.6	2.0	0.4	2.0		
女	農 作 業 一 般	専 門作 業	平 成 29 年	8,141	8,652	8,355	7,975	
			平 成 28 年	8,005	8,645	8,281	7,795	
			増 減 率	1.7	0.1	0.9	2.3	
	一 般・ 軽作 業	平 成 29 年 平 成 28 年 増 減 率	平 成 29 年	6,907	7,284	6,984	6,820	
			平 成 28 年	6,756	7,033	6,883	6,665	
			増 減 率	2.2	3.6	1.5	2.3	
	水 稻	機 械作 業 補 助	平 成 29 年	7,251	8,031	7,274	7,120	
			平 成 28 年	7,118	8,103	7,215	6,913	
			増 減 率	1.9	△ 0.9	0.8	3.0	
	果 樹	専 門作 業	平 成 29 年	10,298	10,130	10,923	9,900	
			平 成 28 年	10,134	10,118	10,745	9,716	
			増 減 率	1.6	0.1	1.7	1.9	
摘 果		平 成 29 年	6,531	6,849	6,476	6,488		
		平 成 28 年	6,383	6,837	6,378	6,293		
		増 減 率	2.3	0.2	1.5	3.1		
収 穫		平 成 29 年	6,561	7,084	6,560	6,462		
		平 成 28 年	6,433	7,036	6,414	6,339		
		増 減 率	2.0	0.7	2.3	1.9		
選 果	平 成 29 年	6,430	6,857	6,329	6,400			
	平 成 28 年	6,227	6,717	6,145	6,180			
	増 減 率	3.3	2.1	3.0	3.6			

図5 農業臨時雇賃金の農作業一般「一般・軽作業」の1日あたり支払い総額

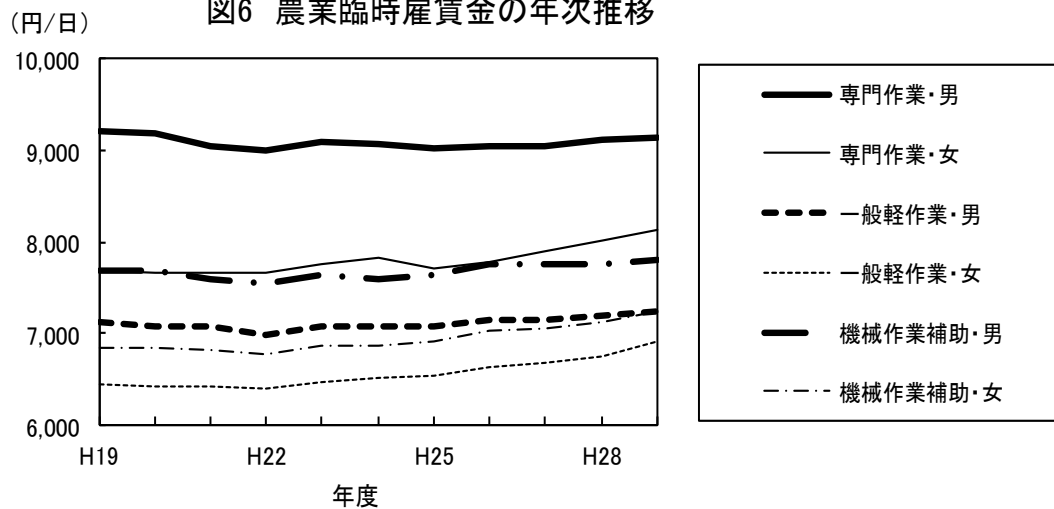


オ. 年次推移

農業臨時雇賃金（1日あたり支払総額、全国平均）の年次推移について、農作業一般の「専門作業・男」は、平成18年を最高に下落し横ばい傾向にあったが、平成29年はやや上昇した。「専門作業・女」は年々上昇傾向にあり、平成29年は最高額となった。

「一般軽作業・男」は平成22年を底に横ばいで推移してきたが、平成26年以降は上昇し、平成29年は最高額となった。「一般軽作業・女」も、平成23年以降上昇に転じ、平成29年は最高額となった。

図6 農業臨時雇賃金の年次推移



② 1日あたりの現金支払額(表10、図7)

ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の現金支払額は、農作業一般「専門作業」の「男」は1日あたり8,989円(前年比0.4%上昇)、「女」は8,001円(同1.7%上昇)である。「一般・軽作業」は、「男」が7,136円(同0.9%上昇)、「女」が6,798円(同2.3%上昇)となっている。

また、水稻の「機械作業補助」では、「男」が7,674円(同0.5%上昇)、「女」が7,128円(同1.8%上昇)である。果樹の作業では、「専門作業」の「男」が1万414円(同0.2%上昇)、「女」が1万190円(同1.6%上昇)、「収穫作業」では「男」が6,847円(同0.6%上昇)、「女」が6,466円(同2.1%上昇)である。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」を男女別でみると、「男」の「100」に対し、「女」は「89」、「一般・軽作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「95」であり、近年男女の差が縮まっている。

ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別での「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が7,570円(前年比0.8%上昇)、中小都市通勤地帯周辺は7,201円(同0.6%上昇)、農山漁村地帯は7,040円(同1.0%上昇)である。

一方、「女」は、大都市通勤地帯周辺が7,178円(同3.4%上昇)、中小都市通勤地帯周辺が6,906円(同1.6%上昇)、農山漁村地帯が6,699円(同2.5%上昇)である。

エ. 地域ブロック別

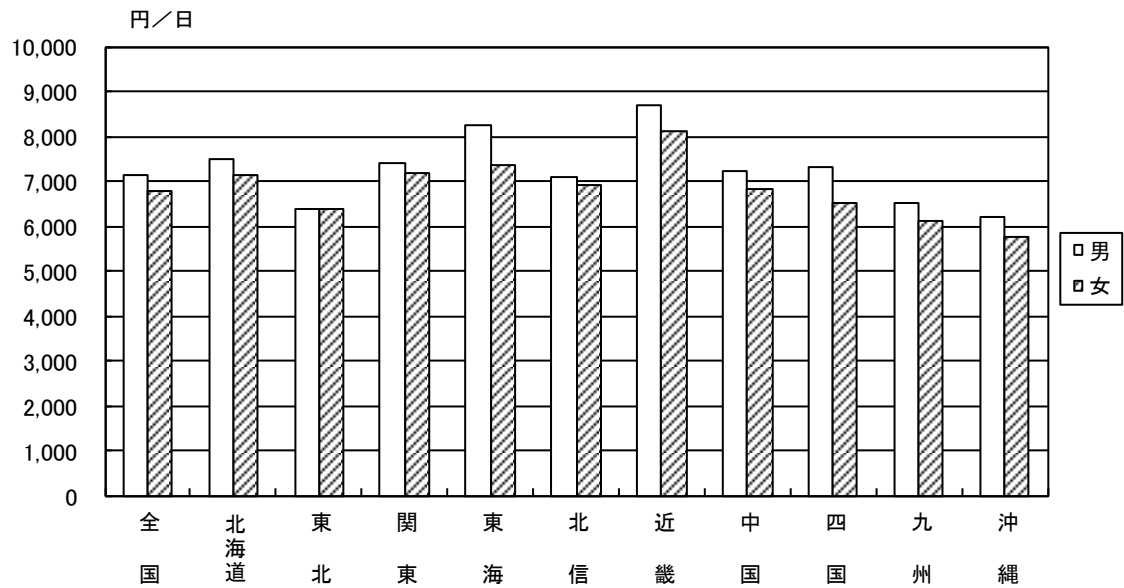
農作業一般「一般・軽作業」の「男」を地域ブロック別にみると、「近畿」が最も高く、次いで「東海」、「四国」の順となっている。

表10 農業臨時雇賃金(1日あたり現金支払額とその他費用)

単位:円、%

					全 国 平 均		大 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		中 小 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		農 山 漁 村 地 帯	
					現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用
1 日 あ た り 現 金 支 払 額 ・ そ の 他 の 費 用	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	平 成 29 年	8,989	812	9,828	1,009	9,233	815	8,728	774
				平 成 28 年	8,953	790	10,072	965	9,155	834	8,666	747
				増 減 率	0.4	2.7	△ 2.4	4.6	0.9	△ 2.2	0.7	3.6
		一 般・ 軽 作 業	平 成 29 年	7,136	745	7,570	829	7,201	671	7,040	753	
			平 成 28 年	7,075	741	7,511	789	7,158	716	6,969	740	
			増 減 率	0.9	0.6	0.8	5.1	0.6	△ 6.3	1.0	1.8	
		水 稻	機 械 作 業 補 助	平 成 29 年	7,674	662	8,729	754	7,627	623	7,503	657
			平 成 28 年	7,636	640	9,046	692	7,506	673	7,413	619	
			増 減 率	0.5	3.3	△ 3.5	8.9	1.6	△ 7.4	1.2	6.1	
		果 樹	専 門 作 業	平 成 29 年	10,414	687	9,857	660	10,871	647	10,252	713
				平 成 28 年	10,391	752	9,912	590	10,772	615	10,258	844
				増 減 率	0.2	△ 8.6	△ 0.6	11.9	0.9	5.2	△ 0.1	△ 15.6
	摘 果		平 成 29 年	6,823	603	7,174	800	6,782	584	6,776	578	
			平 成 28 年	6,723	583	7,104	670	6,671	598	6,679	563	
			増 減 率	1.5	3.4	1.0	19.4	1.7	△ 2.4	1.5	2.6	
	収 穫		平 成 29 年	6,847	598	7,206	757	6,775	580	6,811	574	
			平 成 28 年	6,803	585	7,157	642	6,694	643	6,791	552	
			増 減 率	0.6	2.3	0.7	18.0	1.2	△ 9.8	0.3	4.1	
	選 果	平 成 29 年	6,679	556	7,116	600	6,456	583	6,712	540		
		平 成 28 年	6,574	531	7,027	200	6,418	617	6,572	521		
		増 減 率	1.6	4.7	1.3	200.0	0.6	△ 5.5	2.1	3.6		
女	農 作 業 一 般	専 門 作 業	平 成 29 年	8,001	774	8,511	760	8,263	673	7,818	802	
			平 成 28 年	7,868	730	8,520	663	8,175	665	7,644	760	
			増 減 率	1.7	6.0	△ 0.1	14.6	1.1	1.3	2.3	5.5	
		一 般・ 軽 作 業	平 成 29 年	6,798	753	7,178	738	6,906	677	6,699	776	
			平 成 28 年	6,643	734	6,945	672	6,795	706	6,537	749	
			増 減 率	2.3	2.6	3.4	9.7	1.6	△ 4.1	2.5	3.6	
	水 稻	機 械 作 業 補 助	平 成 29 年	7,128	678	7,926	767	7,172	602	6,986	695	
		平 成 28 年	7,003	628	8,025	627	7,096	651	6,793	619		
		増 減 率	1.8	8.0	△ 1.2	22.3	1.1	△ 7.6	2.8	12.3		
	果 樹	専 門 作 業	平 成 29 年	10,190	697	10,040	600	10,868	642	9,752	727	
			平 成 28 年	10,034	665	10,034	533	10,675	703	9,592	672	
			増 減 率	1.6	4.8	0.1	12.5	1.8	△ 8.8	1.7	8.1	
		摘 果	平 成 29 年	6,429	594	6,719	757	6,381	544	6,390	584	
			平 成 28 年	6,279	579	6,739	642	6,282	548	6,184	583	
			増 減 率	2.4	2.6	△ 0.3	18.0	1.6	△ 0.7	3.3	0.2	
		収 穫	平 成 29 年	6,466	579	6,960	757	6,475	520	6,368	571	
			平 成 28 年	6,336	568	6,940	642	6,329	557	6,236	561	
			増 減 率	2.1	2.0	0.3	18.0	2.3	△ 6.6	2.1	1.7	
		選 果	平 成 29 年	6,348	552	6,782	575	6,254	566	6,314	542	
平 成 28 年			6,144	522	6,687	300	6,061	565	6,087	527		
増 減 率			3.3	5.7	1.4	91.7	3.2	0.1	3.7	2.9		

図7 農業臨時雇賃金農作業一般「一般・軽作業」作業の現金支払額



③ 1日あたりの「その他の費用」(表 10)

「その他の費用」は、「現金支払額」以外に要する食事等の賄い評価額、送迎費等の諸費用であるが、「現金支払額」の記入があり、かつ「その他の費用」に有額回答があった市町村の平均を集計した。

ア. 有額回答の全国平均

有額回答のあったものについてみると、全国平均では農作業一般「専門作業」の「男」が 812 円（前年比 2.7%上昇）、「女」が 774 円（同 6.0%上昇）である。

また、「一般・軽作業」の「男」は 745 円（同 0.6%上昇）、「女」が 753 円（同 2.6%上昇）となっている。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「95」である。また、「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「101」である。

b. 1日あたりの労働時間と1時間あたりの現金支払額(表 11、表 12)

農業臨時雇いの労働時間については、休憩時間等も含めた1日の労働時間を把握した。

① 全国平均

1日あたりの労働時間の全国平均は、男女共ほとんどが8時間労働となり、通勤地帯別にみても、労働時間に格差はほとんど認められない。

② 1時間あたりの現金支払額

1時間あたりの現金支払額の全国平均は、農作業一般「専門作業」の「男」が1,132円(前年比0.1%上昇)、「女」が1,008円(同1.9%上昇)となっている。また、男女の比較では、農作業一般「専門作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「89」である。

通勤地帯別の農作業一般「専門作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1,259円(前年比2.2%下落)、農山漁村地帯が1,095円(同0.2%上昇)であり、前者を「100」とすると後者は「87」である。

表11 農業臨時雇の1日あたり労働時間

単位：時間、%

					全 国 平 均	大都市通勤地帯 周 辺	中小都市通勤地帯 周 辺	農山漁村地帯
1 日 あ た り 労 働 時 間	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	平成 29 年	7.9	7.8	7.9	8.0
				平成 28 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	0.3	△ 0.3	0.1	0.5
		一 般・ 軽作 業	平 成 29 年 平 成 28 年 増 減 率	平成 29 年	7.9	7.8	8.0	8.0
				平成 28 年	7.9	7.7	8.0	7.9
				増 減 率	0.3	0.6	0.0	0.3
		水 稲	機 械作 業 補 助	平成 29 年	8.0	7.9	7.9	8.0
				平成 28 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	1.0	1.2	0.7	1.1
		果 樹	専 門作 業	平成 29 年	7.9	7.9	7.9	7.9
				平成 28 年	7.9	7.9	7.9	7.8
				増 減 率	0.2	△ 0.0	△ 0.3	0.6
			摘 果	平成 29 年	7.9	7.9	7.9	7.9
				平成 28 年	7.9	7.9	7.9	7.9
				増 減 率	0.5	△ 0.1	0.1	0.8
			収 穫	平成 29 年	7.9	7.8	7.8	7.9
				平成 28 年	7.9	7.8	7.8	7.9
				増 減 率	0.3	△ 0.5	△ 0.5	0.7
			選 果	平成 29 年	7.8	7.8	7.5	7.9
				平成 28 年	7.8	7.9	7.6	7.8
				増 減 率	0.3	△ 0.8	△ 0.7	1.0
	女	農 作 業 一 般	専 門作 業	平成 29 年	7.9	7.8	7.9	8.0
				平成 28 年	8.0	7.8	7.9	8.0
				増 減 率	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.2
		一 般・ 軽作 業	平 成 29 年 平 成 28 年 増 減 率	平成 29 年	7.9	7.7	8.0	8.0
				平成 28 年	7.9	7.7	8.0	8.0
				増 減 率	0.2	0.7	0.1	0.1
		水 稲	機 械作 業 補 助	平成 29 年	7.9	7.9	7.9	8.0
				平成 28 年	8.0	8.0	7.9	8.0
				増 減 率	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.3
		果 樹	専 門作 業	平成 29 年	7.9	8.0	7.9	7.9
				平成 28 年	7.8	7.9	7.9	7.8
				増 減 率	0.4	0.0	△ 0.2	0.9
			摘 果	平成 29 年	7.9	7.6	7.9	7.9
				平成 28 年	7.9	7.8	7.8	7.9
				増 減 率	0.4	△ 1.5	0.3	0.8
			収 穫	平成 29 年	7.9	7.7	7.8	7.9
				平成 28 年	7.9	7.8	7.8	7.9
				増 減 率	0.2	△ 0.8	0.4	0.3
			選 果	平成 29 年	7.8	7.7	7.7	7.9
				平成 28 年	7.8	7.8	7.6	7.8
				増 減 率	1.0	△ 0.3	1.5	1.0

表12 農業臨時雇賃金(1時間あたり現金支払額)

単位:円, %

					全 国 平 均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農 山 漁 村 地 帯
1 時 間 あ た り 現 金 支 払 額	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	平成 29 年	1,132	1,259	1,164	1,095
				平成 28 年	1,131	1,287	1,156	1,093
				増 減 率	0.1	△ 2.2	0.7	0.2
		一 般 ・ 軽 作 業	平 成 29 年	平成 29 年	898	977	904	883
				平成 28 年	893	975	899	877
				増 減 率	0.6	0.2	0.6	0.7
		水 稻	機 械 作 業 補 助	平成 29 年	963	1,099	963	938
				平成 28 年	967	1,152	954	937
				増 減 率	△ 0.5	△ 4.7	0.9	0.2
		果 樹	専 門 作 業	平成 29 年	1,323	1,247	1,384	1,302
				平成 28 年	1,323	1,253	1,367	1,311
				増 減 率	△ 0.0	△ 0.5	1.3	△ 0.7
			摘 果	平成 29 年	862	912	862	853
				平成 28 年	854	903	849	847
				増 減 率	1.0	1.1	1.5	0.7
			収 穫	平成 29 年	869	926	870	859
				平成 28 年	866	914	856	862
				増 減 率	0.4	1.2	1.7	△ 0.4
			選 果	平成 29 年	857	914	856	847
				平成 28 年	845	895	845	837
				増 減 率	1.3	2.1	1.3	1.1
	女	農 作 業 一 般	専 門 作 業	平成 29 年	1,008	1,093	1,042	981
				平成 28 年	989	1,087	1,031	958
				増 減 率	1.9	0.6	1.1	2.4
		一 般 ・ 軽 作 業	平 成 29 年	平成 29 年	856	931	867	840
				平成 28 年	838	907	854	821
				増 減 率	2.2	2.6	1.5	2.4
		水 稻	機 械 作 業 補 助	平成 29 年	897	1,003	905	878
				平成 28 年	879	1,009	893	851
				増 減 率	2.1	△ 0.6	1.3	3.1
		果 樹	専 門 作 業	平成 29 年	1,294	1,263	1,377	1,242
				平成 28 年	1,279	1,263	1,350	1,233
				増 減 率	1.1	0.0	2.0	0.7
			摘 果	平成 29 年	816	880	810	805
				平成 28 年	800	869	800	785
				増 減 率	2.0	1.2	1.2	2.5
		果 樹	収 穫	平成 29 年	819	899	825	802
				平成 28 年	804	889	810	788
				増 減 率	1.9	1.1	1.9	1.8
		果 樹	選 果	平成 29 年	810	876	810	797
				平成 28 年	791	861	797	777
				増 減 率	2.3	1.7	1.6	2.7

(4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)(図 8、図 9)

a. 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数
農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数は、回答した 1,555 地区のうち 64%にあたる 988 地区である。

b. 「標準(協定)」を定めている機関

「標準(協定)」を定めている機関(複数回答)は、「市町村・農業委員会」が 62%と全体の過半数を占めており、次いで「農協」が 36%、「生産組織等」が 14%の順となっている。

c. 定めている「標準賃金・料金(協定)」の内訳

定めている「標準賃金・料金(協定)」の内訳は、「部分農作業料金」が 91%、「農作業臨時雇賃金」が 37%、「オペレータ賃金」が 25%である。

d. 「標準(協定)」の遵守状況

「標準(協定)」はほとんどの市町村で守られている。

図8 標準賃金・料金を定めている機関

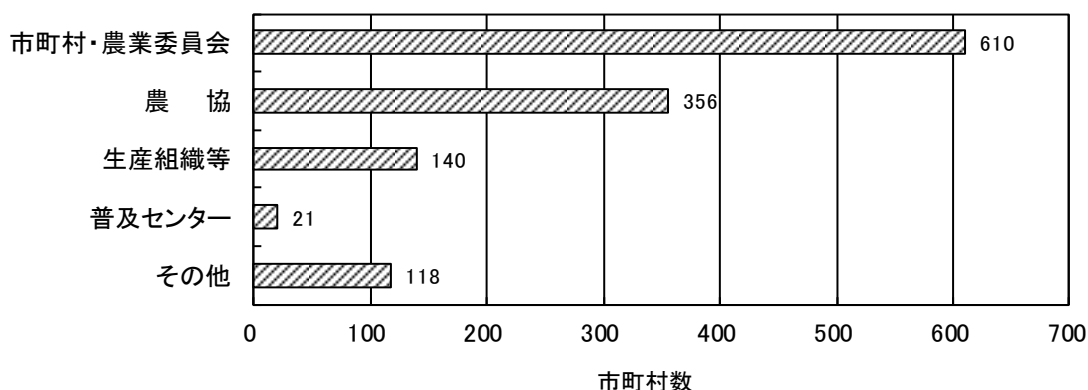
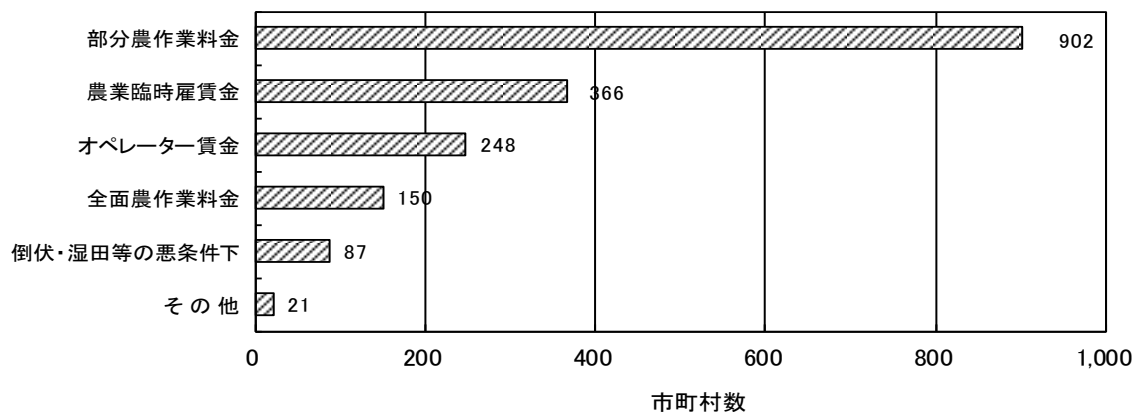


図9 定めている標準賃金・料金の種類



(5)他産業雇用賃金

a. 他産業の臨時雇(パート)賃金(表 13)

他産業の臨時雇(パート)賃金における全国平均は、「男」が1日あたり7,232円(前年比1.4%上昇)、「女」が6,812円(同2.0%上昇)である。

通勤地帯別では、大都市通勤地帯周辺では「男」が7,602円(同2.3%上昇)、「女」が7,207円(同2.7%上昇)である。中小都市通勤地帯周辺では、「男」が7,196円(同1.8%上昇)、「女」が6,862円(同2.0%上昇)、農山漁村地帯では、「男」が7,170円(同1.1%上昇)、「女」が6,716円(同1.8%上昇)である。

また、男女別にみると、大都市通勤地帯周辺では「男」の「100」に対し「女」は「95」、農山漁村地帯では「男」の「100」に対して「女」は「94」である。

表13 農外諸賃金の臨時雇(パート)賃金(業種別)

		単位:1日あたり円													
		平均		公的勤務		建設業		製造業		卸・小売業		サービス業		シルバー賃金	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全国平均	平成29年	7,232	6,812	6,566	6,521	9,693	8,351	7,130	6,638	6,789	6,494	6,933	6,636	6,680	6,549
	平成28年	7,129	6,680	6,456	6,399	9,548	8,167	7,025	6,492	6,685	6,356	6,835	6,520	6,556	6,416
	増減率	1.4	2.0	1.7	1.9	1.5	2.2	1.5	2.2	1.6	2.2	1.4	1.8	1.9	2.1
大都市 通勤地帯 周辺	平成29年	7,602	7,207	6,788	6,779	10,921	9,338	7,695	7,168	7,338	6,999	7,573	7,305	6,719	6,669
	平成28年	7,431	7,014	6,640	6,615	10,430	9,008	7,546	6,965	7,164	6,799	7,453	7,045	6,564	6,496
	増減率	2.3	2.7	2.2	2.5	4.7	3.7	2.0	2.9	2.4	2.9	1.6	3.7	2.4	2.7
中小都市 通勤地帯 周辺	平成29年	7,196	6,862	6,597	6,580	9,379	8,298	7,271	6,760	6,866	6,635	7,134	6,816	6,756	6,654
	平成28年	7,071	6,727	6,491	6,465	9,179	8,082	7,085	6,629	6,756	6,486	7,006	6,689	6,621	6,508
	増減率	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	2.7	2.6	2.0	1.6	2.3	1.8	1.9	2.0	2.2
農山漁 村地帯	平成29年	7,170	6,716	6,498	6,435	9,605	8,224	6,957	6,492	6,645	6,342	6,724	6,443	6,643	6,488
	平成28年	7,090	6,596	6,399	6,323	9,525	8,068	6,892	6,348	6,556	6,220	6,646	6,355	6,531	6,368
	増減率	1.1	1.8	1.6	1.8	0.8	1.9	0.9	2.3	1.4	2.0	1.2	1.4	1.7	1.9

業種別の全国平均で最も高いのは、「男」の「建設業」で9,693円(前年比1.5%上昇)である。同「女」も8,351円(同2.2%上昇)で最も高い。一方、「男」で最も低い(「シルバー賃金」除く)のは、「公的勤務」で6,566円(同1.7%上昇)、「女」では「卸・小売業」で6,494円(同2.2%上昇)である。

b. 他産業の恒常的賃金(表 14)

他産業の恒常的賃金(30歳前後のサラリーマンの年収を1日あたりに換算したものは、全国平均で「男」が1万674円(前年比0.2%下落)、「女」は8,873円(同0.7%上昇)である。

通勤地帯別に見ると、「男」の大都市通勤地帯は1万2,302円(同2.0%上昇)、農山漁村地帯は、1万127円(同1.4%下落)、「女」では前者が1万552円(同2.5%上昇)、後者が8,309円(同0.4%上昇)である。

表14 主要産業(農外)の恒常的賃金(通勤地帯別)

単位:1日あたり円, %

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
30 歳 前 後	男	平成29年	10,674	12,302	11,534	10,127
		平成28年	10,698	12,062	11,314	10,268
		増減率	△ 0.2	2.0	1.9	△ 1.4
	女	平成29年	8,873	10,552	9,751	8,309
		平成28年	8,809	10,291	9,672	8,279
		増減率	0.7	2.5	0.8	0.4

(6)市町村または地区内ならびに近郊での農外諸賃金(表15)

本調査は、各市町村における農外諸賃金について、大工、左官、土木工、造林、伐出の各賃金について、1日当たりの賃金を調査したものである。

各市町村における農外諸賃金について、職種別の全国平均は、「大工」が1万7,000円(前年比2.3%上昇)で最も高く、次いで「左官」が1万6,980円(同2.8%上昇)、「伐出」が1万3,655円(同1.6%上昇)となり、最も低い「造林」は1万2,709円(同0.9%上昇)である。「大工」を「100」とすると、「造林」は「75」である。

表15 市町村内の農外諸賃金(職種別)

単位:1日あたり円, %

		全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
大 工	平成29年	17,000	19,090	17,575	16,498
	平成28年	16,620	18,972	16,987	16,145
	増減率	2.3	0.6	3.5	2.2
左 官	平成29年	16,980	19,347	17,599	16,411
	平成28年	16,511	19,115	16,808	15,998
	増減率	2.8	1.2	4.7	2.6
土 木 工	平成29年	13,203	15,366	14,214	12,522
	平成28年	12,977	15,604	13,686	12,335
	増減率	1.7	△ 1.5	3.9	1.5
造 林	平成29年	12,709	15,134	13,721	12,272
	平成28年	12,591	14,761	13,503	12,161
	増減率	0.9	2.5	1.6	0.9
伐 出	平成29年	13,655	15,961	14,384	13,317
	平成28年	13,442	15,335	14,243	13,095
	増減率	1.6	4.1	1.0	1.7

注:平成25年調査より、アルバイト賃金を除く「1日あたりの正規雇用賃金」を記入することを調査票に明記した。

IV 参 考 表

ブロック別集計表・平成 25 年～29 年

参考表

農作業料金・農業労賃ブロック別集計表(平成25～29年)

単位:円/10a

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
部分農作業受託料金(個人農家)	育苗 (稚苗)	円/箱	25年	662	527	664	702	684	703	655	739	559	586	600
			26年	665	532	664	715	693	712	649	746	556	593	600
			27年	667	533	668	723	682	700	669	729	575	597	600
			28年	669	471	656	723	678	708	675	750	585	599	600
			29年	669	448	654	728	676	712	675	744	585	589	600
		箱数/10a	25年	21	24	23	21	20	20	20	19	20	20	18
			26年	21	25	23	21	20	20	20	20	20	20	18
			27年	21	30	23	21	20	20	20	19	20	20	18
			28年	21	33	23	21	20	20	20	19	20	20	18
			29年	21	38	23	21	20	20	20	19	20	20	18
	育苗 (中苗)	円/箱	25年	717	535	682	745	785	846	792	788	617	582	588
			26年	728	554	685	763	803	870	801	786	607	592	600
			27年	733	633	686	775	797	863	817	777	618	603	600
			28年	733	632	678	773	795	862	822	802	632	601	600
			29年	734	651	675	769	802	864	821	812	638	605	600
		箱数/10a	25年	23	28	26	22	20	23	21	20	21	22	21
			26年	23	36	27	22	20	23	21	20	20	22	21
			27年	23	38	27	22	20	23	21	20	20	22	21
			28年	23	40	26	22	20	23	21	20	20	22	21
			29年	23	42	26	22	20	24	20	20	20	21	21
	耕起から代かき 一貫		25年	15,639	7,804	11,704	14,424	19,751	15,665	25,101	17,501	20,452	13,879	15,160
			26年	16,073	8,101	11,861	14,723	19,839	15,825	26,088	17,849	20,145	14,485	15,120
			27年	15,981	7,912	12,012	15,006	19,800	15,816	26,634	17,945	20,357	14,412	15,120
			28年	16,007	8,098	11,891	14,867	20,004	15,607	25,942	18,256	20,402	14,283	15,120
			29年	15,930	7,906	11,772	14,783	20,129	15,692	26,281	18,434	20,592	14,273	16,500
	耕 起		25年	7,829	3,670	5,701	6,913	9,834	7,197	13,983	8,992	11,108	7,101	7,225
			26年	7,890	3,606	5,730	6,909	9,675	7,306	13,944	8,852	10,885	7,285	7,225
			27年	7,813	3,507	5,756	6,990	9,609	7,347	14,392	8,788	10,788	7,179	7,225
			28年	7,818	3,661	5,702	6,969	9,621	7,287	14,106	9,034	10,869	7,098	7,225
			29年	7,816	3,811	5,622	7,017	9,805	7,319	14,172	9,170	10,780	7,153	8,033
	代 か き		25年	7,740	3,953	6,069	7,829	9,551	8,526	10,685	8,372	9,424	6,776	8,725
			26年	7,877	4,087	6,156	7,896	9,615	8,567	10,990	8,500	9,404	6,936	8,725
			27年	7,860	4,060	6,198	7,975	9,406	8,571	11,109	8,442	9,521	7,055	8,725
			28年	7,846	4,228	6,117	7,860	9,471	8,596	11,018	8,535	9,289	6,990	8,725
			29年	7,880	4,017	6,087	7,942	9,620	8,532	11,280	8,724	9,563	7,020	10,033
	機械田植		25年	8,003	4,926	6,119	8,004	10,471	8,428	11,705	8,360	9,330	6,910	10,500
			26年	8,188	5,030	6,202	8,234	10,546	8,629	11,856	8,574	9,442	7,000	10,500
			27年	8,119	5,017	6,239	8,344	10,300	8,532	12,048	8,480	9,783	7,039	10,500
			28年	8,108	5,108	6,139	8,047	10,500	8,527	11,767	8,790	9,754	7,023	10,500
			29年	8,077	5,116	6,079	8,141	10,463	8,512	12,075	8,675	9,854	7,015	10,500
	防 除		25年	1,930	1,305	1,260	1,979	2,701	1,441	2,749	2,329	3,168	2,134	1,525
			26年	1,989	1,321	1,301	2,068	2,807	1,531	2,784	2,447	3,095	2,180	1,050
			27年	1,961	1,301	1,284	2,004	2,844	1,484	2,790	2,411	3,309	2,207	1,050
			28年	1,971	1,478	1,235	2,048	2,855	1,433	2,771	2,459	3,281	2,218	1,050
			29年	1,939	1,330	1,249	2,036	2,634	1,429	2,752	2,481	3,320	2,195	1,050

単位:円/10a

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
部分農作業受託料金（個人農家）	機械刈取		25年	18,296	9,232	15,878	18,304	21,580	19,992	24,796	20,110	20,950	15,703	12,000
			26年	18,610	9,293	16,287	18,345	21,937	20,261	25,487	20,248	21,068	15,878	12,000
			27年	18,428	9,312	16,218	18,210	21,244	20,306	25,986	20,209	21,522	15,838	12,000
			28年	18,436	9,434	16,090	18,070	21,708	19,943	25,712	20,473	21,716	15,675	12,000
			29年	18,376	9,332	15,842	18,009	21,584	20,029	26,002	20,592	22,009	15,698	12,000
	刈取から乾燥・調製まで		25年	33,064	19,222	29,435	33,385	37,365	36,524	41,922	36,576	37,174	28,393	18,000
			26年	33,641	19,098	30,152	33,530	38,061	36,265	43,036	37,003	37,145	29,129	18,000
			27年	33,860	20,683	30,826	34,125	37,366	37,063	44,074	36,052	37,389	29,371	18,000
			28年	33,900	21,564	30,361	34,350	37,792	37,184	44,612	36,075	37,710	28,972	15,045
			29年	33,914	21,196	30,351	34,056	37,805	37,157	45,813	36,368	38,143	29,002	15,025
	乾燥・調製 (円/10a)		25年	1,753	1,288	1,607	1,878	1,890	1,808	2,124	1,931	1,887	1,487	900
			26年	1,757	1,333	1,587	1,881	1,796	1,841	2,110	2,013	1,917	1,516	900
			27年	1,779	1,314	1,571	1,943	1,760	1,874	2,201	2,013	2,019	1,557	900
			28年	1,781	1,318	1,569	1,926	1,820	1,829	2,269	2,026	1,936	1,552	900
			29年	1,788	1,286	1,584	1,925	1,836	1,843	2,293	1,956	2,022	1,559	900
全面農作業受託料金	種籾・農薬代込み	個人農家	25年	88,482	65,545	72,747	81,805	88,528	94,100	115,463	101,989	84,852	80,388	65,000
			26年	89,333	66,518	74,610	82,822	89,211	94,772	117,749	103,885	85,248	80,150	65,000
			27年	90,349	67,752	79,148	82,129	90,175	94,680	116,781	105,590	88,948	81,368	65,000
			28年	89,461	76,639	77,743	80,295	88,238	93,599	117,413	105,602	87,486	79,354	65,000
			29年	90,121	72,854	76,363	82,794	87,953	95,583	118,181	106,868	90,563	79,121	65,000
		生産組織等	25年	89,401	67,409	73,614	77,190	90,801	89,980	113,286	99,714	93,220	82,656	-
			26年	90,870	69,448	78,481	78,700	93,723	90,651	119,179	103,381	93,474	82,122	-
			27年	91,599	67,405	75,166	78,205	97,010	92,813	126,272	100,736	93,474	84,435	-
			28年	93,212	90,739	74,004	77,352	98,457	90,258	127,554	99,166	95,720	84,237	-
			29年	92,936	100,000	74,579	81,555	98,661	93,492	127,840	97,149	88,720	80,161	-
	種籾・農薬代別	個人農家	25年	66,706	47,607	56,990	65,959	70,901	69,590	86,666	74,599	68,574	57,422	42,000
			26年	67,716	48,783	57,335	68,788	71,034	69,270	88,844	77,384	68,653	58,482	42,000
			27年	68,298	53,090	58,576	69,248	70,946	67,662	89,284	76,832	70,824	60,210	42,000
			28年	67,687	51,655	58,142	67,167	70,865	67,949	90,552	75,782	70,814	59,473	42,000
			29年	67,234	43,736	57,838	67,433	71,576	68,573	88,872	73,342	71,914	58,549	42,000
		生産組織等	25年	67,321	55,863	55,480	64,291	69,424	66,517	87,673	70,908	74,791	56,462	29,200
			26年	70,407	58,893	57,965	67,891	72,567	70,056	92,906	72,773	74,669	57,355	29,200
			27年	69,968	58,450	54,585	66,937	71,878	66,193	94,927	76,755	79,148	59,025	29,200
			28年	69,675	56,568	52,939	65,375	71,345	67,088	93,001	73,602	76,790	59,999	29,200
			29年	70,536	60,855	56,165	68,588	71,320	67,462	96,609	71,358	74,211	59,377	29,200

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
1日あたり 支払総額・男	専 門 作 業	25年	9,034	7,837	7,777	8,885	11,361	9,064	11,946	8,584	9,603	7,985	8,238
		26年	9,038	7,811	7,777	8,767	11,094	9,169	11,915	8,799	9,507	8,088	8,156
		27年	9,044	8,168	7,795	8,873	10,927	9,066	11,790	8,848	9,410	8,236	7,794
		28年	9,116	8,318	7,840	8,807	10,835	9,324	11,741	8,975	9,483	8,287	8,357
		29年	9,148	8,674	7,967	8,882	10,663	9,316	11,632	8,935	9,447	8,303	8,640
	一 般 軽 作 業	25年	7,079	6,912	6,256	7,338	8,619	7,174	8,840	7,188	7,331	6,283	6,280
		26年	7,149	7,117	6,301	7,437	8,492	7,155	8,955	7,231	7,458	6,372	6,244
		27年	7,140	7,283	6,332	7,436	8,403	7,120	8,897	7,257	7,369	6,401	6,071
		28年	7,193	7,489	6,378	7,367	8,359	7,197	9,019	7,289	7,354	6,458	6,301
		29年	7,247	7,686	6,460	7,541	8,298	7,199	8,969	7,316	7,382	6,586	6,378
	機械作業補助	25年	7,646	7,489	6,555	8,153	9,442	7,675	9,824	7,488	7,710	6,586	7,000
		26年	7,760	7,783	6,595	8,113	9,617	7,887	9,937	7,709	7,745	6,765	7,000
		27年	7,748	7,985	6,624	8,290	9,500	7,833	9,888	7,478	7,898	6,730	6,800
		28年	7,758	8,319	6,653	8,060	9,627	7,841	9,877	7,552	7,804	6,816	6,800
		29年	7,796	8,453	6,733	8,472	9,555	7,802	9,640	7,624	7,743	6,899	7,000
1日あたり 支払総額・女	専 門 作 業	25年	7,719	7,180	7,423	7,927	9,227	8,353	9,372	7,508	7,549	6,564	6,344
		26年	7,784	7,293	7,458	7,763	9,327	8,492	9,309	7,653	7,585	6,724	6,258
		27年	7,907	7,673	7,506	8,006	9,375	8,734	9,112	7,731	7,824	6,805	6,193
		28年	8,005	7,931	7,529	7,984	9,212	9,091	9,273	7,792	7,918	6,935	6,409
		29年	8,141	8,206	7,709	8,187	9,225	9,050	9,562	7,933	7,907	7,029	6,399
	一 般 軽 作 業	25年	6,527	6,629	6,141	6,915	7,191	6,872	7,859	6,538	6,230	5,703	5,597
		26年	6,640	6,790	6,253	7,022	7,326	6,934	7,878	6,715	6,322	5,832	5,538
		27年	6,679	6,960	6,281	7,093	7,233	6,875	7,883	6,698	6,409	5,905	5,666
		28年	6,756	7,152	6,312	7,107	7,224	6,985	8,088	6,747	6,485	6,003	5,788
		29年	6,907	7,395	6,432	7,316	7,370	7,019	8,359	6,905	6,597	6,194	5,918
	機械作業補助	25年	6,906	6,736	6,416	7,782	8,105	7,418	8,297	6,834	6,400	5,915	5,500
		26年	7,029	6,895	6,458	7,734	8,344	7,700	8,594	6,978	6,485	6,074	5,500
		27年	7,059	7,026	6,480	7,896	8,150	7,512	8,553	6,826	6,781	6,197	5,533
		28年	7,118	7,355	6,503	7,741	8,255	7,554	8,714	6,877	6,800	6,264	5,533
		29年	7,251	7,451	6,613	8,114	8,298	7,571	8,600	7,139	6,880	6,431	6,500
1日あたり 現金支払額・男	専 門 作 業	25年	8,878	7,616	7,672	8,703	11,281	8,943	11,578	8,618	9,465	7,790	8,162
		26年	8,860	7,561	7,674	8,564	11,009	9,007	11,546	8,701	9,376	7,891	8,064
		27年	8,876	7,932	7,687	8,663	10,841	8,952	11,412	8,748	9,305	8,078	7,690
		28年	8,953	8,069	7,738	8,612	10,794	9,204	11,366	8,865	9,376	8,139	8,266
		29年	8,989	8,418	7,877	8,701	10,629	9,199	11,233	8,827	9,354	8,148	8,530
	一 般 軽 作 業	25年	6,943	6,659	6,161	7,131	8,549	7,014	8,617	7,193	7,222	6,176	6,114
		26年	7,023	6,854	6,210	7,259	8,430	7,058	8,727	7,148	7,365	6,283	6,155
		27年	7,016	7,065	6,247	7,265	8,334	7,018	8,659	7,172	7,278	6,317	5,916
		28年	7,075	7,254	6,300	7,223	8,322	7,093	8,756	7,203	7,262	6,382	6,149
		29年	7,136	7,494	6,389	7,408	8,266	7,096	8,683	7,230	7,304	6,511	6,215
	機械作業補助	25年	7,526	7,312	6,410	7,906	9,336	7,608	9,663	7,535	7,566	6,486	7,000
		26年	7,625	7,555	6,448	7,873	9,507	7,801	9,778	7,583	7,638	6,670	7,000
		27年	7,617	7,753	6,491	8,064	9,393	7,765	9,708	7,349	7,795	6,638	6,800
		28年	7,636	8,074	6,521	7,898	9,557	7,771	9,683	7,424	7,700	6,728	6,800
		29年	7,674	8,245	6,614	8,283	9,483	7,725	9,438	7,479	7,636	6,810	7,000
1日あたり 現金支払額・女	専 門 作 業	25年	7,596	6,933	7,324	7,750	9,109	8,201	9,198	7,561	7,416	6,498	6,289
		26年	7,626	6,985	7,373	7,573	9,219	8,334	9,118	7,542	7,461	6,575	6,200
		27年	7,759	7,386	7,421	7,818	9,254	8,599	8,921	7,620	7,715	6,681	6,125
		28年	7,868	7,636	7,446	7,841	9,174	8,950	9,085	7,687	7,808	6,820	6,288
		29年	8,001	7,889	7,622	8,029	9,200	8,917	9,365	7,838	7,801	6,907	6,241
	一 般 軽 作 業	25年	6,419	6,363	6,061	6,748	7,236	6,724	7,644	6,634	6,109	5,639	5,372
		26年	6,518	6,541	6,173	6,832	7,284	6,828	7,658	6,630	6,222	5,754	5,465
		27年	6,558	6,711	6,209	6,934	7,180	6,768	7,667	6,611	6,314	5,823	5,524
		28年	6,643	6,888	6,240	6,973	7,208	6,879	7,848	6,670	6,388	5,929	5,644
		29年	6,798	7,151	6,359	7,190	7,354	6,915	8,108	6,829	6,518	6,119	5,762
	機械作業補助	25年	6,797	6,580	6,275	7,552	7,997	7,357	8,145	6,916	6,229	5,820	5,500
		26年	6,903	6,648	6,325	7,497	8,254	7,643	8,430	6,852	6,356	5,990	5,500
		27年	6,933	6,751	6,360	7,685	8,053	7,458	8,370	6,700	6,652	6,110	5,533
		28年	7,003	7,088	6,383	7,588	8,226	7,490	8,559	6,747	6,666	6,179	5,533
		29年	7,128	7,181	6,494	7,946	8,233	7,500	8,383	7,005	6,761	6,344	6,500

単位:円/日

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
他産業雇用賃金	臨時雇 平均賃金	男	25年	6,934	6,963	6,653	7,122	7,233	7,104	7,358	7,009	7,307	6,432	6,558
			26年	6,990	7,135	6,696	7,272	7,269	7,116	7,363	7,024	7,263	6,481	6,589
			27年	7,047	7,243	6,741	7,295	7,418	7,180	7,440	6,999	7,337	6,548	6,696
			28年	7,129	7,364	6,819	7,363	7,438	7,328	7,512	7,076	7,421	6,635	6,821
			29年	7,232	7,521	6,925	7,489	7,554	7,386	7,625	7,190	7,481	6,750	6,929
		女	25年	6,442	6,495	6,194	6,777	6,790	6,588	6,717	6,574	6,523	5,956	5,951
			26年	6,508	6,655	6,264	6,899	6,847	6,603	6,828	6,609	6,510	5,990	5,896
			27年	6,581	6,759	6,344	6,900	6,974	6,702	6,893	6,586	6,693	6,050	6,196
			28年	6,680	6,891	6,431	7,017	7,060	6,817	7,023	6,651	6,827	6,145	6,274
			29年	6,812	7,073	6,576	7,192	7,176	6,890	7,221	6,823	6,856	6,268	6,346
	恒常的 賃金 30歳	男	25年	10,462	10,672	9,259	11,726	12,269	10,631	11,580	10,885	10,181	9,482	8,121
			26年	10,568	11,052	9,620	11,738	12,415	10,633	11,512	10,945	10,179	9,349	8,160
			27年	10,622	11,047	9,473	11,998	12,377	10,626	11,784	11,128	10,509	9,255	8,631
			28年	10,698	11,341	9,710	11,839	12,285	10,664	11,929	10,957	10,588	9,357	8,907
			29年	10,674	11,254	9,510	11,916	12,636	10,787	11,898	10,980	10,521	9,344	8,793
		女	25年	8,592	9,251	7,568	9,923	9,881	8,410	9,274	8,867	7,898	7,872	7,146
			26年	8,647	9,533	7,630	10,089	10,131	8,452	9,209	8,986	7,987	7,666	6,915
			27年	8,739	9,859	7,666	10,054	9,904	8,421	9,582	9,071	8,342	7,685	7,336
			28年	8,809	10,117	7,754	10,112	10,053	8,459	9,723	9,148	8,291	7,782	7,194
			29年	8,873	10,013	7,793	10,277	10,147	8,715	9,858	9,163	8,217	7,905	7,026

単位:円/日

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
農外諸賃金	大 工		25年	15,759	14,549	14,785	17,445	18,219	16,570	18,160	16,744	15,138	14,033	11,287
			26年	16,040	15,161	14,893	18,219	18,327	16,734	18,461	16,866	15,446	14,234	11,053
			27年	16,217	15,857	15,321	18,207	18,101	17,132	18,392	17,177	15,818	14,490	11,556
			28年	16,620	16,713	15,595	18,906	18,079	17,464	18,427	17,804	16,602	14,876	11,619
			29年	17,000	17,552	16,077	18,833	19,044	17,575	19,119	17,884	16,595	15,203	12,200
	左 官		25年	15,457	14,466	14,437	16,991	16,777	15,907	17,725	16,734	15,093	13,968	12,148
			26年	15,758	15,379	14,660	18,057	16,787	15,895	18,282	16,805	15,361	13,963	11,518
			27年	16,024	16,141	14,997	18,168	17,137	16,396	18,225	17,118	16,080	14,159	11,611
			28年	16,511	16,897	15,466	18,966	17,498	16,825	18,510	17,324	16,675	14,707	11,678
			29年	16,980	18,161	16,021	19,144	18,193	16,813	19,279	17,660	16,900	14,969	13,018
	土 木 工		25年	11,997	11,556	10,284	13,478	14,561	12,506	14,152	12,644	11,998	10,338	9,987
			26年	12,362	12,049	10,654	14,500	14,547	12,688	14,757	12,595	12,088	10,571	10,049
			27年	12,498	12,305	10,752	14,478	14,870	13,174	14,730	12,725	12,625	10,682	9,928
			28年	12,977	13,175	11,012	15,120	15,051	13,576	15,176	13,493	13,149	11,201	10,376
			29年	13,203	13,830	11,086	15,058	15,505	13,761	15,551	13,644	13,278	11,486	11,142
	造 林		25年	12,081	12,369	10,931	13,007	14,895	13,626	14,987	11,379	11,971	9,956	8,333
			26年	12,260	13,025	10,644	14,113	14,668	13,639	15,095	11,351	11,768	10,185	8,286
			27年	12,237	12,941	10,532	14,125	14,817	13,775	14,942	11,313	11,990	10,270	9,071
			28年	12,591	13,691	10,959	14,424	15,122	14,048	15,091	11,534	12,500	10,739	8,413
			29年	12,709	14,281	11,183	14,600	15,529	13,982	15,691	11,705	12,041	10,724	8,913
	伐 出		25年	12,968	13,339	12,178	13,293	15,340	14,891	15,278	12,624	13,238	10,816	8,250
			26年	13,196	14,054	12,237	14,439	15,225	14,883	15,274	12,726	12,851	11,037	8,200
			27年	13,197	14,366	12,085	14,206	15,682	14,863	15,139	12,507	13,200	11,049	9,760
			28年	13,442	15,167	12,507	14,799	15,589	15,191	15,161	12,753	13,317	11,287	9,300
			29年	13,655	15,780	12,764	14,957	16,228	15,227	15,563	12,808	13,309	11,527	9,567